

寄附による税制上の優遇措置について

公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団への寄附については、下記のとおり、税制上の優遇措置を受けることができます。

1 法人によるご寄附

所得金額や資本金額から算出される一定額を限度として、一般の寄附金とは別枠で、損金算入すること（損金算入の分だけ、課税対象額が減少します）ができます。

* 寄附した日を含む事業年度の決算の際に、当財団が発行した領収書を添付の上、申告する必要があります。

* 詳しくは貴法人を管轄する税務署にお問い合わせください。

2 個人によるご寄附

(1) 所得税

年間所得の40%の額を限度として、年間に支出した特定寄附金（所得控除の対象となる寄附金・当財団への寄附金を含む）の合計額から2,000円を差し引いた額を、課税所得から控除することができます。

* 当財団が発行した領収証を添付の上、お住まいの地域を管轄する税務署へ、寄附金を支出した年の翌年の3月15日までに確定申告を行う必要があります。（勤務先などで実施される年末調整では控除できません。）

* 詳しくはお住まいの地域を管轄する税務署にお問い合わせください。

(2) 住民税

お住まいの都道府県・市区町村が条例により定めている場合、下記のとおり、個人住民税の税額控除の対象となります。

寄付金額から、2千円を差し引いた額について、

・ 都道府県が条例により定めている場合は、4%が個人都道府県民税額から控除されます。

・ 市区町村が条例により定めている場合は、6%が個人市区町村民税額から控除されます。

年間に支出した寄附金による税額控除の上限額は、年間所得の30%が限度となります。

* 詳しくはお住まいの都道府県及び市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

* 平成25年9月現在、大分県にお住まいの方は個人県民税の税額控除を受けることができます。また、別府市、津久見市及び九重町にお住まいの方は、個人市町税の税額控除を受けることができます。

* 上記2(1)に記載する所得税の確定申告と併せて手続できます。

確定申告が不要の場合は、お住まいの市区町村で手続できますので、住民税担当課にお問い合わせください。

(3) 相続税

相続により取得した財産を寄附した場合、一定の条件に該当すれば、寄附した財産について相続税が非課税となる制度があります。

* 詳しくはお住まいの地域を管轄する税務署にお問い合わせください。